

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の今後の対応について

このことについて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、工事及び業務の一時中止措置等の取り扱いについて周知しているところですが、「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応等の解釈等について」（令和2年3月19日付け国土入企第54号）の通知を踏まえ、本市におきましても、令和2年3月20日以降の取扱いを、下記のとおりとしましたので、当該意向を有する場合は、工事監督員又は調査職員にお申し出ください。

記

工事又は業務の一時中止措置の取扱いについて

これまで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者から申出がある場合に、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき、工事や業務を最長で3月19日まで一時中止措置等を行ってきたところです。令和2年3月20日以降については、受注者から一時中止措置等の延長の希望がある場合に、延長を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組状況（テレワークや時差出勤の状況等）、従業員の状況（従業員自身の健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等）、地方公共団体からの活動自粛要請などの事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき、工事又は業務の一時中止や設計図書等の変更を行うものとします。

また、一時中止措置等を実施していない受注者について、今後受注者が自ら工事又は業務の一時中止等の意向を申し出る場合も同様とします。

なお、受注者から工事の一時中止措置等の延長の希望がない場合は、順次、工事や業務を再開することとします。

以上